

保護者各位

大津市福祉子ども部保育幼稚園課長

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言延長に伴う認定等取扱いの変更について（お知らせ）

平素は、本市の保育、教育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、緊急事態宣言が5月末まで延長され、皆様へは5月末までの家庭保育の協力をお願いしております。

つきましては、認定等の取扱いについて以下のとおり変更いたします。

また、併せてお知らせもごございますので、ご確認ください。

### 記

#### 1. 育児休業の延長について【取扱い変更】

4月以降に保育施設等に入所され育児休業からの復職を予定されている方について、その復職日を7月1日まで延長いたします。つきましては、その期間の家庭保育にご協力をお願いいたします。

育児休業を延長される方は、「児童台帳記載事項変更届」をご提出ください。なお、育児休業からの復職日を6月1日まで延長され、既に届を提出されている方については、手続き不要です。

#### 2. 6月1日まで育児休業からの復職を延長されている方で、6月1日までに復職される方【お願い】

復職された後、すみやかに「就労証明書」の提出をお願いします。

#### 3. 7月1日からの保育所利用申込方法について【お知らせ】

郵送での受付を行います。6月1日（月）の消印有効、簡易書留で郵送ください。

#### 4. 5月分以降の保育所保育料の日割り計算について【お知らせ】

登園日数に応じ、日割り計算を行います。

日割り計算を終える際は、改めてご案内します。

#### 5. 4月分保育料納付書について【お知らせ】

従来、各保育所から保護者へ納付書をお受け取りいただいておりますが、家庭保育協力により登園されていない方もいらっしゃることから、各ご家庭への郵送とさせていただきます。

5月分も同様に対応いたします。

#### 【問い合わせ】

大津市役所福祉子ども部保育幼稚園課 利用者支援係 電話：077-528-2746（直通）